

令和 2 年第 2 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 4）

堺 市

目 次

	頁
議案第 79 号 市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	3

令和2年第2回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和2年5月28日
堺市長 永藤英機

議案第 79 号 市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与の特例に関する条例の一部を 改正する条例

市長等の給与の特例に関する条例(令和元年条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年6月1日から同年11月30日までの間における特例)

- 3 特例期間のうち令和2年6月1日から同年11月30日までの間におけるこの条例の規定の適用については、第1条第1項中「100分の30」とあるのは「100分の45」と、第2条第1項中「100分の15」とあるのは「100分の30」と、第3条第1項中「100分の7」とあるのは「100分の9」と、第4条第1項及び第5条中「100分の5」とあるのは「100分の7」とする。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

市長等の給与の特例に関する条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症対策にあたり、感染拡大防止と経済活動の両立を図りつつ第2波への体制を着実に整えることで、市民の安心安全を守る決意と覚悟の姿勢を示すため、令和2年6月1日から同年11月30日までの間、市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び上下水道事業管理者の給料月額について、市長等の給与の特例に関する条例（令和元年条例第27号）の給料月額の減額に関する特例措置にかかわらず、次のとおり特例措置を講ずることとし、所要の改正を行うものであること。

- (1) 市長の給料月額について、100分の45に相当する額を減額するもの
- (2) 副市長の給料月額について、100分の30に相当する額を減額するもの
- (3) 教育長の給料月額について、100分の9に相当する額を減額するもの
- (4) 常勤の監査委員の給料月額について、100分の7に相当する額を減額するもの
- (5) 上下水道事業管理者の給料月額について、100分の7に相当する額を減額するもの

2 施行期日

令和2年6月1日から施行するものであること。

**令和2年第2回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その4）**

令和2年5月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市行政資料番号

1-B2-20-0107